いがたころ なういる す びょうき 新型コロナウイルスの 病気に ならないために すること

9月28日 きょう と ふ 京 都 府

所民のみなさまや 会社や お店をしている皆さまへの ^{ねが} お願い

国の法律(特措法第24条第9項)に合わせたお願い

(1) 基本的な 病気に ならないための 取組の お願い

わくちんせっしゅ わくちん ちゅうしゃ

かんけい つづ

・ ワクチン接種<=ワクチンの 注射をすること>したことに関係なく続けてマスクを しょうどく

する・手を洗う・消毒などをしてください。

- ・ 人と 人との 距離を 十分に とって ください。
- 部屋や 建物の中の 空気を 入れ換えて ください。
- **・少しでも 身体の調子が 悪いときは 外出しないで 病院などに 相談して ください。

(2) 病気になるリスクを 少 なくするために お願いすること

- ①食べたり 飲んだり するときに 気を付けること
 - ・ 路上や 公園などで お洒を 飲まないでください。
 - *ホームパーティーなど家でお酒を飲まないでください。
 - ・ 飲食店<=飲んだり 食べたり する 店>に 行くときは 京都府が お願いしている ** - ** ** 「きょうとマナー」の ルールを 守ってください。
- ^{あくりるばん お くうき い か みせ い アクリル板を 置くことや 空気を 入れ替えている 店に 行って ください!}
- state stat
- た まえ みせ で て ゆび しょうどく・ 食べる前と 店から 出るときに 手や指を 消 毒する!
- ** 店では 大きな声を ださないで ください!
- にんずう じかん ーつのテーブルに 産るときは 4人より 少ない 人数で 2時間までに 終わって ください!

②外出する時に 気を付けること

- ほか とどうふけん かぞく ともだち あ い りょこう とき きほんてき びょうき ・他の 都道府県へ 家族や 友達に 会いに 行ったり 旅行などをする時は 基本的な 病気に ならないための 取組をして ください。
- ・ 府内での外出や 新型コロナウイルスの 病気に なっている人が 多い地域には 行かないで ください。
- ・外出先の他の場所に行かないでください。

③学校で生活するときに 気を付けること

おんらいんじゅぎょう おこな

- ・大学などで できるだけ オンライン授 業を 行って しっかりと 病気を 広めないことを してください。
- ちゅうがっこう こうとうがっこう くらぶかつどう
- ・中学校や 高等学校で クラブ活動を するときは 新型コロナウイルスの 病気になる人の ヒょゥきょゥ かんが ぉニな 状況を考えて 行ってください。
- ・ 小学校では 生徒の 身体の 調子の 悪い ときは しっかりと 学校に行かないように してください。
- 保育所等は 園児の 手や指の 消毒や 部屋や 建物の中の 空気を 入れ換えて 病気が 広が らないように 気をつけて ください。

4)職場で気を付けること

- ・ 仕事は できるだけ テレワーク<=インターネットを 使って 家などで 仕事を すること>や テレビ 会議などをしてください。
- ・会社の中で仕事をする 部屋だけではなく 休憩する部屋や 服を 着替える部屋などでも びょうき ひろ き 気が 広がらないように 気をつけて ください。
- ・会社で 働く人が ワクチンを 接種したいと 言ったら できるだけ そのお願いを 聞いて くださ V

飲食店く=飲んだり食べたりする店>等の開けている時間を 短くする お願い 2

______ くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう 国の法律(特措法第24条 第9項)に合わせた お願い

[お願いする内容]

①お願いをする 期間

2021年10月1日 午前0時から 10月 21日 午後12時まで

②お願いをする 建物と 内容

れすとらん ゅうぎしせっ まそ レストラン 遊戯施設 〈=遊ぶところ〉のうち 食品衛生法の許可を受けている店の 開けて いる時間を 短くする お願い

どんな店

れすとらん 【レストラン】

れすとらん いざかや ふく レストラン (居酒屋を含む) カフェなど (配達や店か せいげん

ら 家に持って帰るときは 制限は ありません。) ゆうきょうしせつ

【遊 興 施設※】

みせ しょくひん 近くに 人が来てサービスをする店などで食品 えいせいほう きょか 衛生法の許可が ある店

お願いする内容

ちいき きょうとしおよ やましろ おとくにちいき ■ お願いをする地域:京都市及び山城・乙訓地域 うじし じょうょうし むこうし ながおかきょうし やわたし きょう (宇治市、城 陽 市、向日市、長 岡 京 市、八幡市、 京 たなべし きづがわし おおやまざきちょう くみやまちょう いでちょう 田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、 うじだわらちょう かさぎちょう わづかちょう せいかちょう みなみやましろむら 宇治田原町、笠置町、和東町、精華町、南山城村)

●まっとさしかだころなういる すかんせんぼう したいさくにんしょうせいど ○京都府新型コロナウイルス感染防止対策認 証制度 で認められた産

しんがたころなういるす びょうき ひろ きょうとふ <=新型コロナウイルスの病気を 広げないために 京都府が お願いしていることを 守っている お店を 認める制度> じかん みじか みせ あ ・店 を 開けている時間を 短 くする (午前 5時から午後9時まで)

- ・お酒をだすこと (午前11時から午後8時30分まで)
- の京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度 で 認められていない活

みせ あ じかん みじか ごぜん5 じ ごご8じ ・お店を開ける時間を 短 くする (午前5時から午後8時まで)

・お酒をだすこと (午前11時から午後7時30分まで)

みせ たてもの ねが 【店や 建物を開けるためにお願いすること】

ひと けんさ う

- ・ 働 いている人が できるだけ 検査を 受けるように してください みせ たてもの き ひと ばしょ あつ
- ・店や 建物に来た人がひとつの場所に集まらないように案内してください。 ひと みせ たてもの はい たてもの
- ・熱や 咳などが ある人は 店や 建物に 入ることができないようにするか建物から出てもらうようにしてください。 ただ りゆう ますく つ ひと はい
- ・正 しい 理由が ないのに マスクを 着けていない 人は 入ることが できないように してください。
- ・手や指の消毒が できるようにしたり だめ 建物の消毒を してください。
- ・部屋や 建物の中の 空気を 入れ換えてください。
- ・マスクを 付けたり 髄の 強気を 防ぐための 方法を 来る人に 知らせてください。
- ・ アクリル版を 着いたり 父と父との間を 送くして ※飛沫感染を 誘いでください。

※発表で放送し、かいおり せき やくしゃみをすると く しから こまかい つばや 塩がなどが 糸びます。 これを 発沫と 言います。 うぃぁすっぱい った飛沫が 曽・鼻・喉から 入って 感染することが 飛沫感染です。〉

- ・カラオケは しないこと
- ・CO2を 測る機械を おくこと

ぎょうしゅべつがい どらいん

- ・業 種 別ガイドラインく =仕事の種類に よって 決められている ルール>を しっかり 守ってください。
- ただし お酒を出すときの 店を 開けている時間を 短くすることは お願いします。

^{はたら} (**働きかけ**)

びょうき ひろ みせ ほーむペーじ 病 気を 広げない 取り組みを していることを お店の ホームページなどを 使って みなさんに 知らせて ください。

3 イベントなどを するときの お願い

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが 国の法律(特措法第24条第9項)に合わせた お願い

[お願いする内容]

1 お願いをする地域: 京都府全部

② お願いをする期間: 2021年10月1日から 10月31日まで

③参加できる人数: 5,000人 または 収容定員 50%※ 以内 (10,000人以内) のいずれか 大きい

4 にんずう たい はい にんずう わりあい 収容定員<=もともと 入っても 良い人数に 対して 入れる 人数の 割合>

きんかしゃ まお こえ だ さない 場合: 100% 参加者が 大きな声を 出さない 場合: 100% きんかしゃ おお こえ だ ばぁぃ 参加者が 大きな声を 出す 場合 : 50%

ほか ぐるーぶ ひと あいだ ざせき せき あ おな ぐるーぶ ひと にん あいだ ざせき ※他の グループの人との 間 は 座席を 1席 空けてください。同じ グループの人 (5人まで) との 間 は 座席を あ 空けなくてもいいです。

 ま
 じかん
 ごご じ
 まないまた。
 まないまた。
 ないお願い))

いんしょくてん の た みせ いがい たてもの あ じかん みじか 4 飲食店<=飲んだり食べたりする店>以外の 建物へ 開けている時間を 短く aが する お願い

[お願いする内容]

ねが ちいき きょうとしおよ やましろ おとくにちいき うじし じょうようし むこうし ながおかきょうし やわたし きょうたなべし ① お願いする地域:京都市及び山城・乙訓地域(宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、きづがわし おおやまざきちょう くみやまちょう いでちょう うじだわらちょう かさぎちょう わづかちょう せいかちょう みなみやましろむら 木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町、南山城村)

②お願いをする 期間

2021年10月1日 午前0時から 10月 21日 午後12時まで

③お願いをする 建物と 内容

下の店や 建物は 国の法律 (特措法) によらず 21時までの 店を 開けている時間を 短くする お願い (店や 建物の 大きさは 関係ありません。)

^{みせ はい たてもの} (店が 入っている 大きな建物など)

たいしょう 対象となる みせ たてもの 店や建物	みせ たてもの せつめい 店や 建物の 説明	^{ないよう} 内容
しょうぎょう ① 商 業 しせつ 施設	だいきぼこうりてん ひゃっかてん しょっぴんぐせんたー大規模小売店・百 貨 店・ショッピングセンター・ すーぱー スーパーなど	みせ ぁ じかん みじか ・お店を 開ける 時間を 短 くしま
^{ゆうぎしせつ} ②遊戯施設 _{あそ} く = 遊ぶところ〉	まーじゃんてん ぱちんこてん げーむせんたー マージャン店・パチンコ店・ゲームセンターなど	す (午前5時から午後9時まで) tunho ひつょう もの う ・生活に 必要な物を 売っている みせ せいかっ ひつょう さーびす 店や 生活に 必要なサービスを し ふく ているところは 含みません
^{ゆうきょうしせつ} ③ 遊 興 施設< = ぁそ 遊 ぶところ>※	こしつびでおてん らいぶはうす しゃてきじょう けいば 個室ビデオ店・ライブハウス・射 的 場・競馬のちけっとう ば チケット売り場など	
④サービスを	すーぱーせんとう ねいるさろん えすてさろん スーパー銭 湯 ・ネイルサロン・エステサロン・ りらくぜーしょん リラクゼーションなど	

ゆうきょうしせつ しょくひんえいせいほう きょか みせ いんしょくてんなど とりあつかい くに ほうりつ とくそほうだい じょう ※ 遊 興施設のうち 食 品衛生法の許可が あるお店は 飲食店等の 取扱いによる 国の法律〈特措法第24条 だい こう ま ねが 第9項〉に 合わせたお願いを する。

いべんとかんけい たてもの (イベント関係の 建物)

たいしょう 対象となる店 たてもの や建物	ァせ たてもの せつめい 店や 建物の 説明	ないよう 内容
げきじょう えいがかん ① 劇 場 · 映画館 など	げきじょう かんらんじょう えんげいじょう えいがかん 劇場・観覧場・演芸場・映画館・ぷらねたりうむ らいぶはうす プラネタリウム・ライブハウス など	
しゅうかい てんじ ② 集 会 · 展示 しせつ 施設	しゅうかいじょう こうかいどう てんじじょう かしかいぎしつ 集 会 場・公会堂・展示場・貸会議室・ ぶんかかいかん たもくてきほーる 文化会館・多目的ホール	
ほてる りょかん ③ホテル・旅 館	ほてる りょかん ひと あっ ばあい たい ホテル・旅 館 (人の 集まる 場合に 対してでと へや せいげん す。泊まる部屋は 制 限しません。)	_{みせ あ じかん みじか} ・お店を 開ける 時間を 短 く
うんどうしせつ ゆうぎ ④運動施設・遊技 しせつ 施設	たいいくかん すけーとじょう すいえいじょう おくない 体育館・スケート 場・水泳場・屋内 てにすじょう じゅうどう けんどう テニス場・柔道や剣道をするところ・ほうりんぐじょう すぼーつじむ ほっととょが ボウリング場・スポーツジムホットヨガ・ よがすたじお やきゅうじょう ごるふいよう りくじょう ヨガスタジオ・野球場・ゴルフ場・陸上きょうぎじょう おくがいてにすじょう ごる ふれんしゅうじょう 競技場・屋外テニス場・ゴルフ練習場・ビューく ゆうえんち バッティング 練習場・テーマパーク・遊園地など	します(午後9時まで)
_{はくぶつかん} ⑤博物館 など	はくぶつかん びじゅつかん 博物館、美術館など	
けっこんしきじょう ⑥結 婚 式 場	けっこんしきじょう 結 婚 式 場	

- いべんと ・ イベントを するときの 参加できる 人数の ルールを しっかり 守ることを お願いする。
- * 業種別ガイドライン< =仕事の種類によって決められているルール>をしっかり守ることをお願いする。
- * 店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内すること。 熱や 咳などが ある人は 店や 建物に 入ることが できないようにすることを お願いする。
- * 病気を 広げない 取り組みを していることを お店の ホームページなどを 使って みなさんに 知らせて ください。